

# 任期付職員（育児休業代替）

## 登録募集案内

### 【募集職種】

職 種	主 な 職 務 内 容	資 格
保 育 士	市立の保育所及び児童発達支援センター等における保育等の業務	保育士資格を有する者

### 【登録方法・受付期間】

#### 申込方法

#### 電子申請

（インターネット環境がないなど電子申請が困難な場合に限り郵送可）

※郵送希望の場合はご連絡ください

#### 受付期間

#### 随 時



【この案内についての上尾市ホームページ】

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/016121040101.html>

スマートフォンなどはこちら▼



【この案内についてのお問い合わせ先】

〒362 - 8501

上尾市本町三丁目1番1号

1. 総務部職員課 人事給与担当  
電話 (048) 775 - 5112
2. 子ども未来部保育課 管理担当  
電話 (048) 775 - 5044

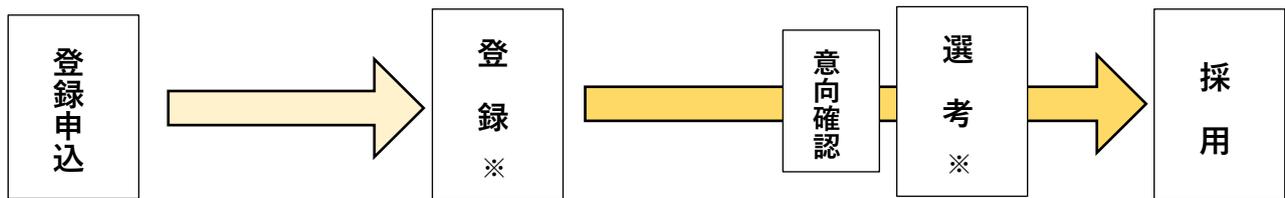
## 1 任期付職員（育児休業代替）について

任期に定めのない職員が育児休業等を取得した際に、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項に基づき、任期を定めて勤務していただく職員を任期付職員といます。任期が定められていること以外、給与、勤務時間、服務等については、任期に定めのない職員と同様です。

任期付職員の採用は、登録いただいた方を対象に選考を行い決定します。登録は、既に会計年度任用職員として勤務いただいている方でも行えます。また、これから新規で登録される方が、併せて会計年度任用職員として登録いただくことも可能です。

なお、任期付職員（育児休業代替）の採用は、任期に定めのない職員としての採用とは無関係であり、職員採用試験の際に優先されることはありません。

### 採用までの流れ



※登録の有効期間は、特にお申し出のない限り、登録した年度の翌々年度末までです。任期付職員（育児休業代替）が必要となった際は、登録者全員に意向確認を行い、希望者を対象にして選考を行います。

▶任期付職員は育児休業等の状況によるため、登録いただいても採用がない期間が続くことがあります。

## 2 募集職種・資格要件

募集職種	職務内容	資格要件 ※注
保育士	市立の保育所及び児童発達支援センター等における保育等の業務	保育士資格を有する者

※注 地方公務員法第16条に規定する欠格条項（下に記載）に該当する者は登録できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 上尾市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 勤務時間・休暇

(1) 勤務時間は下表をもとに割り振られます（1週間あたりの勤務時間は38時間45分です）。

平日勤務		土曜勤務	
通常勤務	8:30 ~ 17:00	通常勤務	8:30 ~ 12:15
早出勤務	7:00 ~ 15:30	早出勤務	7:00 ~ 11:00
遅出勤務	10:30 ~ 19:00	遅出勤務	9:30 ~ 18:00

(2) 週休日及び休日

日曜日・祝日と8週間あたり6日又は7日、12月29日～翌1月3日。

(3) 休暇は、任期に応じて最大年間20日の年次有給休暇、結婚・忌引・出産等の場合に与えられる特別休暇があります。

## 4 給与

(例) 令和3年4月1日現在における、学歴による参考初任給（地域手当を含む）です。

学歴 \ 職種	保育士
大学卒	207,230 円
短大卒	193,132 円
高校卒	175,854 円

※一定の経歴がある場合は、この金額に所定の額が加算されます。また、条例に基づき支給要件に該当する場合は通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が支給されます。

## 5 任期

1回の任期は概ね6ヵ月となり、職員の育児休業等の取得期間（最大3年間）を限度に更新される場合があります。また、職員の育児休業等が取り消された場合は、任用の継続が困難となる場合があります。

## 6 選考方法及び内容（予定であり、変更になる場合があります。）

### (1) 個別面接

保育士として勤務する上で必要な知識及び能力を確認します。

### (2) 健康診断

合格者を対象に健康診断を行います。（「勤務に支障がある」という結果の場合、採用とされない場合があります。）

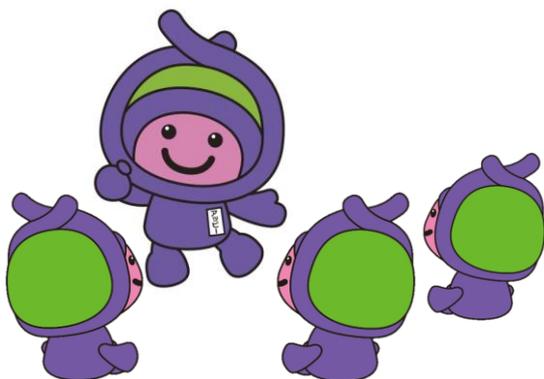
## 7 その他

### (1) 上尾市職員採用（任期に定めのない常勤職員）との関係

任期付職員の登録期間中及び任用期間中であっても、上尾市職員採用試験（任期に定めのない常勤職員）の受験をすることができます。ただし、任期付職員の登録及び任用はその採用試験とは無関係であるため、採用において優先されることはありません。

### (2) 上尾市会計年度任用職員との関係

任期付職員の登録期間中に、上尾市会計年度任用職員として働くことができます。希望される場合、会計年度任用職員への登録申込を行なってください（会計年度任用職員の登録申込など、詳しくは市ホームページをご覧ください）。



会計年度任用職員への登録申込はこちら



## 8 登録方法

電子申請（インターネットによる申し込み）にてお申し込みください。

受付期間

随時

- 【注意事項】
1. 重複した申し込みは受理できません。
  2. 申込内容や提出書類に不備がある場合は受理できません。
  3. 保育士証の登録番号や登録年月日の入力がありますのでご準備ください。

申込  
手順

### 1. 申し込みの流れ

- ① 市ホームページ（保育士 任期付職員(育児休業代替)について）にアクセスし、「登録はこちら（電子申請）」のバナーをクリックして、「上尾市電子申請・届出サービス」のページに進みます。
- ② 「【保育士】 任期付職員（育児休業代替）登録申込」を選択します。
- ③ 表示された「手続き名」を確認し、間違いがなければ「**電子申請サービス利用者登録せずに申し込む方はこちら**」を選択します。
- ④ 手続き内容を確認した上で、「同意する」を選択します。
- ⑤ 連絡先メールアドレスを入力し、「完了する」を選択します。
- ⑥ システム側から⑤のメールアドレス宛てに確認メールが送られます。メール文中の URL から申込ページにアクセスします（受信拒否設定をしているとメールが届きませんのでご注意ください）。
- ⑦ 表示された各項目について入力します。  
※入力項目に次の内容が含まれていますので、ご準備ください。
  - ・顔写真（正面・脱帽、顔全体がはっきりと確認できるもの）の画像
  - ・保育士証の登録番号、登録年月日
- ⑧ 入力した内容が表示されますので、内容をよく確認し、誤りや記入漏れがなければ「申し込む」を選択します。
- ⑨ 申し込みが完了すると、入力したメールアドレス宛に申込完了通知が送信されます。メールには「整理番号」と「パスワード」が記載されていますので、紛失しないよう管理してください。
- ⑩ 申込書は PDF 出力ができます。

### 2. 申込内容の審査完了後

- 職員課にて申込内容の審査（登録要件を満たしているかなどの確認）を行います。
- ・職員課の審査が完了した後、登録完了の旨をメールでお知らせします。
  - ・登録内容の確認したい時は、電子申請サービス利用者ページの「申込内容照会」を選択。  
⑨で発行された「整理番号」と「パスワード」を入力し、「照会する」を選択すると行なうことができます

注意  
事項

- 1 電子申請による申し込みを行うには、パソコン・スマートフォン・タブレット端末などの機器とインターネット接続環境、メールアドレスが必要です。（端末の操作方法や機器の接続方法についてのお問合せにはお答えしかねます。）
- 2 システムのメンテナンス等で利用ができない場合があります。
- 3 通信・機器障害などのトラブルについては、一切責任を負いません。

※インターネット環境がないなど電子申請が困難な場合に限り、郵送での申し込みを受け付けます。郵送での申し込みを希望する方は、まず登録申込書をお送りしますので、次の宛先に返信用封筒（A4判用紙が折らずに入るサイズの封筒に120円分の切手を貼付したもの）を郵送してください。

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所総務部職員課 人事給与担当 宛  
封筒の表面に「任期付職員登録」と記入してください。

登録申込ページはこちら

